

玉東町児童育成支援拠点事業委託業務仕様書

この仕様書は、玉東町が委託して実施する児童育成支援拠点事業運営業務について適用する。

1 事業の目的

本業務は、養育環境等に課題を抱える児童等に対して、玉東町内に居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、食事の提供、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、児童の最善の利益の保証と健全な育成を図ることを目的とする。

2 業務名

玉東町児童育成支援拠点事業運営業務

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるとおりとし、利用者の状況や必要に応じて、確実に提供できるよう体制を整備するものとする。

- ①安心・安全な居場所の提供
- ②食事の提供（朝食、昼食、夕食の提供）
- ③生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- ④学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- ⑤課外活動の提供
- ⑥学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- ⑦保護者への情報提供、相談支援
- ⑧送迎支援
- ⑨①から⑧に定めるもののほか、玉東町児童育成支援拠点事業を円滑に行うために必要な業務

5 支援対象者

事業の支援対象者は、こどもや保護者からの相談や、町の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本業務による支援が必要であると町が認めた小学校1年生から18歳まで（18歳到達後に継続的に支援が特に必要と認められる者を含む。）の次に掲げる①から④のいずれかに該当する者とする。

①生活保護、就学援助、ひとり親家庭医療費助成、児童扶養手当を受給している、又は町民税非課税である児童及びその保護者

②要保護児童（児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童）及び保護者、又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう）の児童及びその保護者

③養育環境に課題がある世帯の児童及び保護者

④その他支援が必要であると認める児童及び保護者

※①から④の支援対象者と支援対象外者（下記の（8））を区別すること。

なお、本事業の利用者は、支援対象者のうち、こども家庭センター等の町の相談機関が支援計画を作成し、利用決定した者である。

6 実施方法

（1）定員 概ね50人とする。

（2）職員配置、要件及び職務の内容

①管理者及び支援員を配置し、必要に応じて心理療法担当職員及びソーシャルワーク専門職員を配置して支援を行うこと。なお、職員のうち1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士いずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状もしくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。

②管理者又は支援員のうち1人以上は、施設の開所中、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

③人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者をいう。なお、利用児童が5人未満の場合は、職員のうち1人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えないこと。

（3）研修

地域の実情に応じた内容により実施すること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

(4) 開所日数

開所する日数は、利用者が生活のリズムを作れるよう、学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週5日以上開所すること。

(5) 開所時間

開所時間は、次に掲げる時間を開所することとし、児童の状況や町の実情等に応じて、開所時間を早める又は閉所時間を延長することができる。

①学校の授業の休業日（長期休暇期間等）は、原則8時間以上

なお、開所時間については、事前に町と協議すること。

②学校の授業の休業日以外の日（平日）は、学校の授業の終了後から原則午後6時以降

③上記①、②に定める開所時間のほか、午前7時から午前8時30分までを開所し、朝食を提供すること。

(6) 施設・設備

開所時間中に児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

(7) 周知、相談等

本業務の周知に当たっては、関係機関からの情報提供から支援が必要な家庭が支援につなげることが想定されることから、児童が普段利用している施設（学校、放課後児童健全育成事業所等）や保健、教育、福祉、医療、雇用等の相談窓口へ強く周知を図り、情報提供や連携が図られる体制作りに努めること。

また、本業務を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとするが、費用を徴収する場合には、特に支援を要する家庭に事業を提供する趣旨を踏まえ、用途を明確にし、実費以外は徴収しない等、必要最低限とすること。

(8) 支援対象者以外の受入れ（委託対象外）

本事業の支障とならない範囲で支援対象者以外の方を施設で受け入れることは妨げない。

支援対象者やその保護者と地域住民や多様な主体が、互いに尊重し学び合うことで新たな交流やつながりが得られる場として機能し、地域共生社会の取組の推進に努めること。

ただし、支援対象者以外の方への支援は、本事業の対象とはならない（委託料の対象とはならない）。

7 利用者の安全確保

利用者の安全確保について、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 定期的な施設の安全確認を行い、利用者の事故がないような環境を整備すること。
- (2) 不審者及び不審物等を発見した場合は、速やかに警察へ通報する等適切な処置を行うこと。
- (3) 災害及び不審者等を想定した訓練を定期的に行うこと。
- (4) 利用者に事故があった場合には、医療機関への搬送、保護者及び所管課への連絡等を速やかに、かつ、誠意を持って対応すること。
- (5) その他利用者の安全に必要とされる事項は、必要に応じて適切に対応すること。

8 施設の維持管理

施設の維持管理について、次の各号に掲げる事項を実施すること。

- (1) 防火及び防犯を含む施設の維持及び利用に関わる一般的な管理業務
- (2) その他、事業運営に当たって必要な管理業務

9 責任分担

事業実施に係る責任は、基本的に受託者の責任とする。ただし、災害又は緊急時の対応については、別途協議する。

10 報告等

(1) 定期報告

受託者は、毎月の利用状況について、翌日速やかに利用月報（利用者の利用状況や様子、支援内容等）を作成し、町に報告しなければならない。

(2) 随時報告

受託者は、養育環境の悪化などにより他の支援の必要性が認められる場合等には町に随時の報告を行うものとする。

(3) 実績報告

受託者は、業務完了後、事業報告書及び収支報告書を提出すること。

11 要望・苦情等の対応

受託者は、事業の運営方法等について児童や保護者から要望・苦情等を受けた場合は、適切な対応を行い、誠意ある解決を図るとともに、その内容及び結果等を町に報告すること。

(1) 要望・苦情窓口の設置

児童育成支援拠点施設の運営において、利用する児童や保護者からの要望・苦情に適切に対応するため、窓口を設置すること。

ア 受付

要望・苦情は、面接、電話、書面等により要望・苦情受付担当者が随時受け付けること。

イ 報告

要望・苦情受付担当者が受け付けた要望・苦情は、要望・苦情解決責任者に報告すること。

ウ 解決のための話し合い

要望・苦情解決責任者は、要望・苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めること。

1.2 状況報告及び現地調査

町は、事業の運営状況について受託者に報告を求めるとともに、必要に応じて現地調査を行うことができる。また、受託者はこれを拒むことができない。

1.3 協議

受託者は、本仕様書に規定するもののほか、業務の内容及び処理等について疑義が生じた場合は、町と協議し、決定するものとする。

1.4 法令等の遵守

業務の運営にあたっては、本仕様書のほか、児童育成支援拠点事業ガイドラインや関係法令等を遵守しなければならない。なお、受託期間中に法令の改正又は関係通知等があった場合においては、その対応方針及び対応時期について、町と協議して決めるものとする。

1.5 留意事項

(1) 本事業を提供する中で受託者が知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らさないようにすること。本守秘義務は、契約終了後も同様に効力が継続するものとする。なお、以下に掲げる場合において、本守秘義務はその限りではない。

①保護者の同意がある場合

②利用児童の生命、身体及び財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合

③法令又は規則その他これらに準ずる定めに基づき開示が要求され、こ

れに応じて合理的に必要な範囲内において、開示する場合

（２）事業の実施により知り得た個人情報、規定を設けるなどの措置を図ることで適切に保管するとともに、職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。

（３）関係機関との必要な連携が図られる体制づくりに努めること。

（４）事故の発生又はその再発の防止に努めること。なお、事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和６年３月２２日付こ成安第３６号・５教参学第３９号通知）に従い、速やかに報告すること。また、損害賠償保険に加入するなど児童の事故に備えること。

（５）食事の提供に際しては、「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成２４年３月３０日付け雇児発０３３０第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を参考に衛生管理に努めること。

（６）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第６条の３に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

（７）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第９条の３に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。